

臨時代理議決
令和2年1月29日

第1号議案

京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、別紙のとおり報告します。

令和2年2月6日

教育長 橋本 幸三

1. 提出の理由

行政文書の全部を開示する場合に出す公文書公開決定通知書等においても審査請求ができる旨の教示文を追加するなど、所要の改正を行うものである。

2. 施行期日

令和2年2月1日

(京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の施行の日と同日)

京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第1号

京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

(京都府個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 京都府個人情報保護条例施行規則(平成8年京都府教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「

注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。

」

を

- 「
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 」

に改める。

別記第10号の2様式中

- 「
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。ただし、個人情報の開示の日時までに京都府教育委員会に対し、個人情報の開示の停止の申立てがないときは、あなた（貴社）に関する情報は、開示されますので御承知ください。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、個人情報の開示の日時までに裁判所に執行の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は、開示されますので御承知ください。
- 」

を

- 「
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の個人情報の開示の日時までに京都府教育委員会又は裁判所に対し、個人情報の開示の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は開示されますので、御承知ください。
- 」

に改める。

(京都府情報公開条例施行規則の一部改正)

第 2 条 京 都 府 情 報 公 開 条 例 施 行 規 則 (平 成

1 3 年 京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 3 号) の 一 部

を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 記 第 2 号 様 式 に 次 の よ う に 加 え る 。

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 記 1 1 号 様 式 中

「

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。ただし、公文書の公開の日時までに京都府教育委員会に対し、公文書の公開の停止の申立てがないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されませんので御承知ください。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、公文書の公開の日時までに裁判所に執行の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。

」

を

「

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の公文書の公開の日時までに京都府教育委員会又は裁判所に対し、公文書の公開の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は公開されませんので、御承知ください。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府教育委員会規則第3号）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>公文書公開決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>様 京 都 府 教 育 委 員 会 印</p> <p>年 月 日 付 け で 請 求 の 公 文 書 の 公 開 に つ い て は、次 の と お り 公 開 す る こ と と 決 定 し た の で、京 都 府 情 報 公 開 条 例（平 成 13 年 京 都 府 条 例 第 1 号）第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。</p> <p>表 略</p> <p>備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。</p>	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>公文書公開決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>様 京 都 府 教 育 委 員 会 印</p> <p>年 月 日 付 け で 請 求 の 公 文 書 の 公 開 に つ い て は、次 の と お り 公 開 す る こ と と 決 定 し た の で、京 都 府 情 報 公 開 条 例（平 成 13 年 京 都 府 条 例 第 1 号）第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。</p> <p>表 略</p> <p>備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。</p> <p>(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>全部公開の場合でも審査請求することは可能（例えば対象公文書の特定範囲に対する不服等）であることから、教示文を追加</p>

第11号様式（第6条関係）

<p>第三者情報公開決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>様 京 都 府 教 育 委 員 会 印</p> <p>あなた（貴社）に関する情報が記録された公文書については、次のおおりに公開することと決定しましたので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第14条第3項の規定により通知します。</p> <p>表 略</p> <p>(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。ただし、公文書の公開の日時までに京都府教育委員会に対し、公文書の公開の停止の申立てがないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、公文書の公開の日時までに裁判所に執行の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。</p>
--

第11号様式（第6条関係）

<p>第三者情報公開決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>様 京 都 府 教 育 委 員 会 印</p> <p>あなた（貴社）に関する情報が記録された公文書については、次のおおりに公開することと決定しましたので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第14条第3項の規定により通知します。</p> <p>表 略</p> <p>(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。ただし、公文書の公開の日時までに京都府知事に対し、公文書の公開の停止の申立てがないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、公文書の公開の日時までに裁判所に執行の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。 3 上記の公文書の公開の日時までに京都府教育委員会又は裁判所に対し、公文書の公開の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は公開されますので、御承知ください。</p>	<p>第三者情報公開決定通知書における執行停止の申立てに係る教示を集約して記載</p>
---	---

公文書公開決定通知書等の様式の見直しについて

令和2年2月
総務企画課

京都府情報公開審査会及び京都府個人情報保護審議会を統合した新たな附属機関（京都府情報公開・個人情報保護審議会）を設置するための条例制定等に伴い、知事規則の一部改正に準じて、京都府情報公開条例施行規則及び京都府個人情報保護条例施行規則について、以下のとおり一部改正した。

1 京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の概要

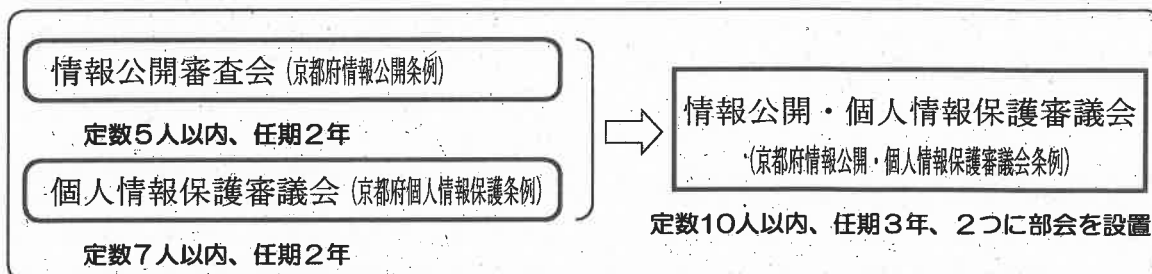
令和元年12月府議会定例会において、情報公開審査会及び個人情報保護審議会を統合する「京都府情報公開・個人情報保護審議会条例」が制定。

(1) 背景

- ・情報の公開・非公開の判断に係る審査請求関係業務を処理するという共通点があるが、これまで別々の組織として運営。
- ・情報公開審査会と比較すると、個人情報保護審議会の1回当たりの審議時間が長く、委員への負担や事務局の事前準備の負担に偏りあり。

(2) 統合の効果

- ・審査請求関係業務に係る整合性のある判断
- ・業務を平準化及び運営の効率化
- ・審議機能の強化



2 京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則の改正

(1) 京都府個人情報保護条例施行規則（平成8年京都府教育委員会規則第4号）

【改正内容】開示決定通知書の一部改正

- ・全部開示の場合の決定通知書に教示文を追加（第3号様式）
- ・第三者情報開示決定通知書の執行停止に係る教示文の修正（第10号の2様式）

(2) 京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府教育委員会規則第3号）

【改正内容】公開決定通知書の一部改正

- ・全部公開の場合の決定通知書に教示文を追加（第2号様式）
- ・第三者情報公開決定通知書の執行停止に係る教示文の修正（第11号様式）

3 施行期日

令和2年2月1日（京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の施行の日と同日）

